

琴浦町人権施策基本方針改訂（案）に関するパブリックコメント実施結果

（令和5年11月実施）

1 意見募集の期間 令和5年11月7日（火）～令和5年11月27日（月）

2 周知方法 町ホームページ、行政放送
役場本庁舎・分庁舎・まなびタウンとうはく、東伯・赤碕文化センターに基本方針改訂案を設置

3 意見の提出状況

郵便	ファクシミリ	電子メール	役場へ持参	計
—	—	2人（20件）	4人（14件）	6人（34件）

4 対応方針

①反映する （一部のみ反映も含む）	②すでに盛り込み 済み	③今後の課題として 検討	④その他（意見等）
14件	4件	3件	13件

件数	琴浦町人権施策実施計画 （案）ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂（案）への反映状況等	対応 方針
1	P1 第1章 基本的な考え方 1（2）「国内の取り組み」について	国内の人権確立の営みは、被差別部落当事者が決起した「全国水平社創立大会」が最初で創立大会の「宣言」により「人間は尊敬されるべきもの」という精神が、部落問題をはじめあらゆる被差別当事者の解放運動に共通理解されている。これらのことを正しく評価し、明記すべきと考えます。	約100年前に創立された、全国水平社は、部落問題をはじめとするあらゆる被差別当事者の解放運動の原点として、高く評価されるものと言えます。 但し、基本方針中の「国内の取り組み」については、国の取り組みを記載する内容にしておりますことをご了承ください。	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
2	P1 第1章 基本的な考え方 1(2)「国内の取り組み」について	同和対策事業の具体的な事業名について明記すべきです。 環境改善事業、圃場整備事業、小集落改善事業(就労保障、社会福祉)、同和教育(進路保障)など	P1(2)国内の取り組みの2段落目の文中の「さまざまな施策」を「生活環境の改善、社会福祉の増進、職業の安定、教育の充実(進路保障)等を図るためのさまざまな施策」に変更しました。	①
3	P1 第1章 基本的な考え方 1(2)「国内の取り組み」について	インターネット上における差別書き込みで、具体的な差別事象や被差別当事者がどんな不安や身元調べ行為、差別行為に怯えているかなど明記すべきです。	30ページの5「部落問題」【現状と課題】18行目からと、P42の11「インターネットにおける人権」【現状と課題】の5行目に記載しました。	①
4	P5 第1章 基本的な考え方 「琴浦町人権施策基本方針体系図」について	第3章 分野別施策推進で、部落問題は5番目に記載されていますが、これまでの差別解消や人権尊重の取り組みでは、部落差別の解消をめざした同和対策事業特別措置法による実態的差別や心理的差別意識の解消が取り組まれてきたことから、国民や県民、町民の人権意識が向上し、障がいのある人の人権、高齢者の人権、子どもの人権、男女参画など様々な人権問題をも視野にした人権教育・啓発事業に発展し、人権尊重のまちづくりの礎を切り拓き、また部落問題は他の人権分野とは差別の本質が違うことから、第1番に記載すべきです。	ご意見のとおり、部落差別の解消をめざした取り組みが、さまざまな人権課題に対する人権意識の向上につながっている経過はあります。 どの人権課題についても、当事者の方々にとっては切実な問題であること、また、町人権尊重の社会づくり条例は、あらゆる人権課題に取り組み、全ての人の人権が尊重される社会づくりの実現をめざしてしています。記載の順番は人権課題の優劣や優先順位を示しているものではありません。国の記載順番に準じて記載しております。	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
5	P8 第2章 人権施策の推進 方針 2(2)「学校における人 権・同和教育、啓発の推 進」について	いじめにかかわる記載が不適切だと感じます。いじめはする側の問題で、いじめ解消にはすべての子どもに寄り添うことを基本として、家庭との信頼関係の構築に努め、一人ひとりを大切に、自尊心や自己肯定感の向上を高めることと説明するべきだと思います。	8ページの(2)学校における人権・同和教育、啓発の推進中のいじめの文章について、ご意見のとおりいじめはする側の問題として捉えており、いじめを行う子どもへの手立てが大切という認識でおります。また、傍観者を含めすべての子どもたちに対するの取り組みも必要と考えております。	②
6	P9 第2章 人権施策の推進 方針 2(4)企業等における人 権・同和教育、啓発の推 進について	最近、企業はSDGsを強調して企業イメージを向上させているように感じますが、基本的な人権教育(部落問題学習)について希薄さがあると思います。若い世代への啓発には、企業に就労している職員に学習機会の提供が有効です。企業にとっても職員の人権意識が高まることは、チームワークが向上しコミュニケーションが生まれ、生産性の向上につながります。もっと、企業への啓発活動を行うことを明記すべきです。	企業への啓発については、10ページの【施策の基本的方向】や53ページの「企業等における人権・同和教育、啓発の推進」に記載しております。各事業の取り組みを充実させていきたいと考えております。	②

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
7	P10 第2章 人権施策の推進 方針 3(1)「人権の視点に 立った行政の推進」につ いて	P10 3 推進体制の確立・調査の実施について (1) 行政職員について触れていますが、町内の推進体制 の充実を明記すべきだと思います。 例えば、琴浦町同和教育推進協議会による事業、中学校区・ 小学校区に地区同和教育推進協議会を設立し、各部落の同和 教育推進員との連携を密にした推進体制を明記すべきです。	10ページの3(2)国、県、関係団体との連携及び推進 体制の充実の中に「琴浦町人権・同和教育推進協議会」と 連携した推進体制について文章を追加しました。	①
8	P10 第2章 人権施策の推進 方針 3(1)「人権の視点に 立った行政の推進」につ いて	10ページの3(1)「人権の視点に立った行政の推進」の 中で、最後に「また、単に知識の習得にとどまらず、より効 果的な人権研修を各職場において実施し、地域での実践(行 動化)へつなげていきます。」を挿入してはどうか。	10ページの3(1)「人権の視点に立った行政の推進」の 最後に文章を追加しました。	①
9	P11 第2章 人権施策の推進 方針 5「差別事象への対応」 について	近年では行政窓口と同和地区を問い合わせる電話がありま す。その対応で、町の人権教育・啓発事業の取り組みや、部 落懇談会の開催による人権意識の向上を図るなど、「誰もが 安心して住みやすい人権尊重のまちづくりをしている」こと を伝えることを加えて欲しい。	被差別部落の問い合わせについては、今年度「差別事象 対応マニュアル」を改定したことにともない、全職員対象 に研修を行いました。その中で、対応時に啓発を行うこと の大切さについても研修しております。あわせて啓発を行 うためには日ごろから一人ひとりが、さまざまな機会をと おして人権研修を重ね、自分自身の人権感覚を高めていく ことが必要であることも押さえていきました。	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
10	P22 第3章 分野別施策の推進 2「子どもの人権」について	【施策の基本的方向】1「子どもの健全育成の推進」の中に、コミュニティ・スクールのことを入れてはどうか。	59ページの第4章「具体的な取り組み」の2「子どもの人権」、「子どもの健全育成」にコミュニティ・スクールの事業を追加しました。	①
11	P24～ 第3章 分野別施策の推進 3「高齢者の人権」について	高齢者の人権「現状と課題」の中で、下から7行目の(図1参照)。の次に「人生100年時代を見据えて」を挿入してはどうか。	「人生100年時代を見据えて」を挿入しました。	①
12	P30～ 第3章 分野別施策の推進 5「部落問題」について	部落問題「現状と課題」の中で上から18行目の「被差別部落の地図や」の次に、「部落探訪等」のを挿入してはどうか。	30ページの5「部落問題」【現状と課題】の上から18行目の「被差別部落の地図や」の次に、「部落探訪等の」を挿入しました。	①
13	P30～ 第3章 分野別施策の推進 5「部落問題」について	下段に意識調査結果が記載されていますが、もっとインターネットによりどうなことが起きているか、被差別部落住民にとってどんな脅威になっているか、悩みや不安などを具体的に明記すべきだと思います。	30ページの5「部落問題」【現状と課題】の7段落目の内容を修正し、インターネット上での差別書き込みについて記載しました。意識調査は来年度(令和6年度)に実施する予定ですが、設問内容についても検討していきたいと思っています。	①

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
14	P30 第3章 分野別施策の推進 5「部落問題」について	人権・同和教育部落懇談会の再開を明記すべきです。推進員の確保と指導者養成も含めて、これまでの職員などが生の声を傾聴することは自分事としてより具体的な研修機会にもなり、住民の参加も得られると思います。	53ページの第4章1「人権・同和教育啓発の推進」の「家庭地域における人権・同和教育、啓発の推進」に人権・同和教育部落懇談会(小地域懇談会)の開催を記載しております。コロナ禍の間は、以前のような形で開催できておりませんでした。再開に向け推進体制を検討しています。	②
15	P33 第3章 分野別施策の推進 5「部落問題」 3「文化センター事業の充実」について	文化センター事業の充実を明記されていますが、どんな事業を求めていますか?現職員体制と低い報酬待遇でできますか?施設は社会福祉施設ですよ。学校やこども園、他の人権分野に関わる本課をはじめ担当課の協力体制の充実を明記すべきではないでしょうか?	ご意見のとおり、文化センター職員については、職員の配置が令和2年度から1名ずつ減員になっており、少ない人数でさまざまな事業を実施している状況です。その中で充実という表現は不適切であったと思います。「取り組み」に変更します。この項目の事業に関わらず、文化センター事業については、人権・同和教育課や福祉担当課、小中学校等と協力しながら事業に取り組んでおります。	①
16	P33 第3章 分野別施策の推進 5「部落問題」 4「差別の解消に向けた取り組み」について	差別的なチラシを頒布した人、団体への対応と8土業者への啓発と研修を明記すべきです。	町単独での対応は難しいため、県や法務局等と連携して行うことが必要です。今後の課題として検討していきます。	③

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
17	P37 第3章 分野別施策の推進 7「外国にルーツがある人の人権」 3「社会参画の推進」について	食文化交流会、日本語教室などの開設を明記すべきです。	食文化交流会はコロナ禍で中止しておりましたが、今年度から事業を再開しております。36ページの1「国際理解・交流の推進」の中に入れております。日本語教室については、町単独での開設ではなく、鳥取県国際交流財団の日本語クラスを紹介するなどの支援を行っていくことを36ページの2「生活情報提供・相談支援体制の充実」の中に記載しました。	①
18	P42 第3章 分野別施策の推進 11「インターネットにおける人権」について	インターネットにおける人権の【現状と課題】の上から5行目の「部落地名総鑑の出現や」の次に「部落探訪」を挿入してはどうか。	42ページ【現状と課題】の上から5行目の「部落地名総鑑の出現や」の次に「部落探訪」等を挿入しました。	①
19	P42 第3章 分野別施策の推進 11「インターネットにおける人権」について	インターネットにおける人権について特に配慮したいのが、個人のプライバシーの侵害です。社会の中で特に増加傾向なのが誹謗中傷で人の命を奪う事態になっています。SNSを利用する時の個人情報の問題にも留意してほしいです。	ご意見のとおり、インターネット上での人権侵害が深刻な状況になっております。インターネットを利用する際のルールやマナーに関する理解を深めていけるよう啓発を行っていきます。	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
20	P52 第4章 具体的な取り組み 1「人権・同和教育、啓発の推進」について	行政職員の研修、議員研修、各種委員研修（民生児童委員、人権擁護委員、行政相談員など）を明記すべきです。	53ページ「家庭・地域における人権・同和教育、啓発の推進」の中に町人権・同和教育推進協議会の各部会の研修について、54ページ「人権の視点に立った行政の推進及び資質の向上」に項目を追加しました。	①
21	P52 第4章 具体的な取り組み 1「人権・同和教育、啓発の推進」について	人権フェスティバルの充実を図るべきです。近年は午後開催になり、講演会だけになっています。被差別当事者の取り組みや行政の取り組み、各種団体の実践、地域・企業・宗教界等の活動報告の場を取り入れ、町全体で一丸となって取り組む事業と位置づけるべきです。	53ページ「家庭・地域における人権・同和教育、啓発の推進」の中に「町民のつどい（人権フェスティバル）の開催」の項目を追加しました。内容については、ご意見のとおり町全体で取り組める事業となるよう検討してまいります。	①
22	P53 第4章 具体的な取り組み 2「推進体制の確立・調査の実施」について	「人権の視点に立った行政の推進」については、これは職員研修の内容です。P52 1に記載すべきです。	人権の視点に立った行政を推進するためには、職員の資質向上が欠かせません。その意味で研修を入れておりました。よりわかりやすくなるよう「人権の視点に立った行政の推進及び職員の資質向上」と変更しました。	④
23	P53 第4章 具体的な取り組み 2「推進体制の確立・調査の実施」について	琴浦町同和教育推進協議会による事業の充実、中学校区・小学校区に地区同和教育推進協議会を設立、各部落の同和教育推進員との連携を密にした推進体制を明記すべきです。同和教育部落懇談会の開催による、町民一人ひとりの学習機会の提供に努めることを明記すべきです。 各被差別当事者団体をはじめ、関係機関等の連携と交流する場を設け、相互理解を深めることを図るべきだと思います。	コロナ禍で数年間の停滞がある中、最初に必要なのは、町人権・同和教育推進協議会の事業を充実させることだと考えます。その上で地域の推進体制については、地域の実情を踏まえ、協議を行いながらより良い形をつくっていきたいと思います。当事者団体や関係機関との連携についても同様に考えています。	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
24	P64 第4章 具体的な取り組み 5「部落問題」「部落問題の正しい理解」について	部落問題の正しい理解の中に教職員等の研修を明記してはどうか。	教職員等の研修については、52ページから53ページにかけて、「学校における人権・同和教育、啓発の推進」の中に、「職員研修の実施」や「町人権・同和教育推進協議会における学校・園部会の取り組み」などの事業を入れております。	②
25	P64 第4章 具体的な取り組み 5「部落問題」「差別の解消に向けた取り組み」について	インターネットの対応で、町内の被差別部落の動画や資料などが掲載されていますが、町長名でプロバイダーなどへ削除要請することは念頭にはありませんか。丹波篠山市では、行政の責務として動画削除の仮処分申し立てを行い、差別動画削除に成功しています。	差別動画については、町長名でプロバイダーなどへ削除要請を行う方向で準備を進めていきたいと思っております。そのほかの日々書き込みされる差別書き込みについては、県と連携してインターネットモニタリングを行い、その中で削除要請を行っていきます。ネット上の書き込みは膨大である上、日々の業務の中で担当課の職員が行うため時間を決めての取り組みとなりますが、地道に取り組み、削除要請の件数等を報告できるようにしたいと思います。	①
26	その他 (人権・同和教育部落懇談会について)	人権・同和教育部落懇談会について、1年に1回の部落懇談会は対面していきましょう。そして。テーマは「部落問題」を基軸にして共通認識や共通理解に向けて取り組んでいただきたい。3町での取り組みはよいと思いますが、今回のような「ぬるい」事柄ではなく熱を発してほしい。	人権・同和教育部落懇談会(小地域懇談会)は、コロナ禍の間、以前のような形で開催できておりませんでした。再開に向け推進体制を検討しています。テーマについては、教材検討委員会で検討し、部落問題を含め、さまざまな人権をテーマに研修していきます。	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
27	その他 (人権・同和教育部落懇 談会について)	部落懇談会は対面で、学びを地域の方々と共有できる場 に戻ることを切に願います。	人権・同和教育部落懇談会(小地域懇談会)は、コロナ 禍の間、以前のような形で開催できておりませんでした が、再開に向け推進体制を検討しています。	④
28	その他 (人権・同和教育参観日 について)	中学校での人権・同和教育参観日の公開が道徳の授業内容 ではなく、人権・同和教育の視点を入れた内容になることを 希望します。	人権・同和教育参観日の公開授業は、道徳の公開であっ ても、人権・同和教育の視点を取り入れた内容となるよう 学校に指導します。	④
29	その他 (職員研修について)	町職員の研修は毎年必須で行ってほしい。町内外におい ても人権の講座が開催されているが、両文化センターの研修を 主にたくさん学んでほしい。	町職員対象の人権研修は、基本的に毎年実施していく予 定です。両文化センターで開催される研修についても周知 を行い、参加を呼びかけています。	④
30	その他 (インターネット上にお ける差別動画の削除につ いて)	この基本方針が実施されたら、鳥取ループによる琴浦町内 の被差別部落を撮影し、インターネット上に公開している動 画・記事が削除されることを強く要望します。	より強く実効性をあげるため近隣の市町と連携して要請 行動を行うことを検討していきます。また、インターネッ トモニタリングを継続して行っていきます。	④
31	その他 (実施計画について)	全ての具体的な取り組み(実施計画)が計画で終わらない ようにしていただきたいと切に願っています。	毎年、実施事業の取りまとめを行い、審議会で進捗状況 を確認・評価いただき、PDCAサイクルで施策を推進してい きます。	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
32	その他 (人権施策基本方針について)	この方針が広く町民に周知されより安心・安全に暮らしやすい琴浦町になることを切に願います。	今回、人権施策基本方針を改訂し、具体的な取り組み(実施計画)を策定しました。今後は、それぞれの取り組みを推進し、発展させ、全ての人の人権が尊重され誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでいきます。町民への周知にも努めていきます。	④
33	その他 (人権・同和教育の記載について)	「人権・同和教育研修」という記載があります。これは、どういう意味で、どう位置付けられていますか？私は、同和という言葉で差別を受けた経験があり違和感がありますが、担当者の方は何も感じられませんか？同和対策事業、同和教育、同和問題、同和地区など行政用語が、住民には差別意識が根底にあって、私たちのことを同和・同和、同和のものとって差別用語として発せられてきました。目的に沿った正しい表現にしてください。差別用語にならないよう細心の注意を払ってください。	<p>「同和」という言葉が差別用語にもなることは認識しております。そのため、できるだけそのような表現は使用しないようにしております。(例えば、同和問題ではなく部落問題、同和地区ではなく被差別部落と表現する等)</p> <p>その中で「人権・同和教育研修」を使用していることについてですが、平成22年に「琴浦町における人権教育」という文書を出し、部落問題がなお未解決の現実の問題であり、同和教育が人権教育に変わることにより「部落差別はなくなった」「部落問題を学習する必要はない」など部落問題に対する誤った認識が生まれることがないよう、琴浦町では「人権教育」を「人権・同和教育」とすることとした経緯があります。</p> <p>文書の発出から、かなりの年月が経過していることから再度検討が必要になってきていると思います。今後、丁寧な説明や協議を行いながらより良い形を検討していきます。</p>	③

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
34	その他	<p>今回の案では、国の方針通り、人権に関する17の分野における各施策が、多寡はあれ網羅されていることは評価できる。この人権の17の分野において、その優先順位はないはずなのに、</p> <p>①そもそも課名が「人権・同和教育課」であること。</p> <p>②「琴浦町人権施策基本方針体系図」において(P5)「第2章 人権施策の推進方針」「2 人権・同和 教育、啓発の推進」と「同和教育」だけが前面に出ている。(P7・8・9・第4章) おそらく、その根拠は「第1章 基本的な考え方」によるものと考えられる。しかしながら、「1 人権をめぐる社会の動き」「(1)国際的な取り組み」「(2)国内の取り組み」「(3)鳥取県の取り組み」において「人権・同和」を「並立」に論じる根拠は示されていない。「(4)本町(琴浦町)の取り組み」において、本町の人権施策が「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」(2004年)、「琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画」(2005年)、「同実施計画」(2007年)、「同 実施計画」(2011年)「第2次計画」(2017年)というふうに「人権・同和」の「並立」施策が展開されてきた。</p>	<p>町人権施策基本方針では、各人権課題は町人権尊重の社会づくり条例に基づき、あらゆる人権課題に取り組み、全ての人の人権が尊重される社会づくりの実現をめざしてしています。</p> <p>その上で「人権・同和教育」という表記を使用している理由についてですが、琴浦町では、平成22年に「琴浦町における人権教育」という文書を出し、部落問題がなお未解決の現実の問題であり、同和教育が人権教育に変わることにより「部落差別はなくなった」「部落問題を学習する必要はない」など部落問題に対する誤った認識が生まれることがないように、琴浦町では「人権教育」を「人権・同和教育」とすることとした経緯があります。平成14年に同和対策特別措置法が終了し、当時は少なからず上記のような空気が社会の中にあっただけでも、文書の作成の背景にはあると考えられます。</p> <p>文書の発出からかなりの時間が経過し、「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめ個別の人権課題の法律が次々に制定され、社会の状況も変化し、町の条例も新しくなる中で、内容について一度も議論がされていないのは、行政の怠慢として反省するべきことと認識しております。</p>	③

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
34	その他 (人権・同和教育の記載 について) 続き	<p>これは、条文に「現存する部落差別をはじめ、・・・」(同条例第1条)という書き出しに示されていたように、琴浦町においては「人権・同和」が「並立」されていた。これは「国際」・「国内」・「県内」の取り組みからすれば、琴浦町独自の取り組みと言わざるを得ない。例えば、いうまでもなく、人間が生まれて先ずは「性別」が認識されるように、昔からこの「男女の人権」については、国内で言えば、仏教の「法華経」の伝来で「来世は男女平等」ということから当時の女性にもてはやされ、戦国時代以降では「キリスト教」の伝来で「神のもとに男女平等」ということで女性に受け入れられた。それは「女性の人権」が軽んじられた背景があったからである。また近世では「学問」「参政権」「職業」等々「男女平等」を求める運動がなされてきた。これらは鳥取県内でも同様である(『とつとりの女性史』〈2006年〉に詳しい)。しかし、人間が生まれて最初の「区別」から来るところの「女性の人権」は、この「琴浦町の取り組み」には一言も触れられていないのである。「同和」だけが顕在化されて語られていても、である。</p>	<p>(続き) 今後、丁寧な説明や協議を行いながら表記について検討していきます。 差別事象等対応マニュアルについては、これまでも何度か改定を重ねてきておりますが、ご意見も参考にしながら必要に応じて見直しを行ってまいります。 人権課題は実にさまざまな課題があり、女性差別、障がいのある人への差別など他国とも共通した課題もありますが、その国々の歴史的背景等に由来する固有の課題もあります。日本でいえば、部落問題、在日韓国・朝鮮人の問題・アイヌ民族の問題などが該当します。そのことを踏まえたくて取り組むことは必要と考えます。 冒頭にも申し上げましたが、あらゆる人権課題について、一人ひとりが自分のこととして考え、互いの多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重される社会づくりの実現に向け取り組んでいきます。</p>	

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
34	その他 (人権・同和教育の記載 について) 続き	<p>このことは、日本がいまだに「ジェンダーフリー」が進まない、先進国中でも下位グループに低迷していることの現れと言ってもよい。「人権」施策においてでさえ、である。何もここで「男女共同参画」を前面にというつもりはない。ただこのことも含め、「同和」以外の16の人権課題が琴浦町では「人権・同和」と「並立」されていたことから、それらを改めるべく「琴浦町人権尊重の社会づくり条例」(2021年)が制定されたはずである。にもかかわらず、先に挙げた①②のように、琴浦町では、「条例」が変わり、「17の人権課題」が提示されながら、従前の「人権・同和」が「並立」だとする施策、「同和問題をはじめとする・・・」の考え方のままである。同様に「差別事象対応マニュアル(職員向け)」(2023年改訂)にしても、再考を要する。また、「差別事象」に類する人権的なものとして「各種ハラスメント」の対応も必要である。「第1章 基本的な考え方」～「1 人権をめぐる社会の動き」～「(4)本町(琴浦町)の取り組み」は、その「基本的な考え方」を精査すべきである。</p>		